

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第60号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年2月28日 06時00分ごろ
発生場所	香川県丸亀市本島南西方沖（備讃瀬戸北航路内） 丸亀市所在の牛島灯標から真方位264° 1.25海里付近 （概位 北緯34° 21.9′ 東経133° 45.3′）
事故等調査の経過	平成25年4月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第十八新福丸、499トン 136427、平田海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	主機の2号燃料供給ポンプ用電動機の軸受が焼損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、コンテナ約643tを積み、平成25年2月27日23時00分ごろ、阪神港神戸区を出港し、愛媛県今治市今治港に向かった。 本船は、本島南西方沖において、備讃瀬戸北航路に沿って西進中、28日06時00分ごろ、主機の2号燃料供給ポンプが停止したので、機関長が1号燃料供給ポンプに切り替えようとしたが、始動できなかった。 本船は、航路外に出て錨泊した後、来援した引船にえい航されて岡山県倉敷市水島港に入港し、修理された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	2号燃料供給ポンプ用電動機は、軸受が焼損していた。 本船には、2号燃料供給ポンプ用電動機の軸受の整備記録が残されていなかった。 1号燃料供給ポンプ用電動機のブレーカーは、切の状態になっていた。 機関長は、約1年前に乗船したが、1号燃料供給ポンプ用電動機のブレーカーが切の状態になっていたことに気付かず2号ポンプを常用していた。 1号及び2号燃料供給ポンプは、自動運転の設定はなく、個別に始動するようになっていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、本島南西方沖において、備讃瀬戸北航路に沿って西進中、主機の2号燃料供給ポンプが、約1年間、常用されており、同ポンプ用電動機の軸受が焼損し、かつ、機関長が1号燃料供給ポンプ用電動機のブレーカーが切の状態になっていたことに気付いていなかったことから、両燃料供給ポンプが運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>1号燃料供給ポンプ用電動機のブレーカーが切の状態になっていた経緯については、明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、本島南西方沖において、備讃瀬戸北航路に沿って西進中、主機の2号燃料供給ポンプが、約1年間、常用されており、同ポンプ用電動機の軸受が焼損し、かつ、機関長が1号燃料供給ポンプ用電動機のブレーカーが切の状態になっていたことに気付いていなかったため、両燃料供給ポンプが運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料供給ポンプ用電動機の軸受は、定期検査ごとに交換することが望ましい。 ・ 電動機器の電源状態は、常に確認しておくこと。